地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番	発 生	専決処分	損害	賠	事件の概要
号	局 名	年月日	償の	額	7 11 17 196 2
1	総務企画局	4. 12. 16	70,	円 862	令和4年10月7日、宮前区で、本市普通自動車が、後退した際、後方に停止していた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの
2	環境局	4. 11. 14	199,	円 491	令和4年9月23日、川崎区で、本市大型ご み中継車が、信号待ちのため一時停止した被 害者所有の普通自動車に接触し、破損させた もの
3	環境局	4. 11. 18	110,	円 000	令和4年8月20日、多摩区で、本市小型ご み収集車が、対向車を避けようと後退した 際、被害者所有の外灯に接触し、破損させた もの
4	環境局	4. 11. 24	44,	円 000	令和3年11月29日、宮前区で、本市小型ご み収集車が、集積所に着けようと後退した際、 被害者所有の駐車場のコンクリート舗装に接 触し、破損させたもの
5	環境局	4. 12. 13	1, 663,	円 737	令和3年12月25日、宮前区で、本市小型ご み収集車が、信号待ちのため一時停止した被 害者所有の小型自動車に追突し、被害者を負 傷させ、及び当該小型自動車を破損させたも の

6	環境局	4. 12. 13	円 73, 617	令和4年11月12日、被害者宅先路上で、被害者所有の小型自動車が走行中、当該路上に置かれたままの本市小型ごみ収集車の車止めに接触し、破損したもの
7	こども未来局	4. 11. 22	円 93, 760	令和4年9月1日、中原区で、本市職員 が、本市軽自動車から降車しようとドアを開 けた際、右後方から走行してきた被害者所有 の小型自動車に接触し、破損させたもの
8	宮前区役所	4. 12. 6	円 31, 220	令和4年9月12日、被害者宅先丁字路で、 本市道路維持作業車が、右折しようとした際、 被害者所有のブロック塀に接触し、破損させ たもの
9	消防局	4. 12. 2	円 64, 027	令和3年11月12日、中原区で、患者を搬送中の本市救急車が、自動ブレーキシステムにより急停止した際、同乗していた被害者が、当該救急車内の救急資器材に接触し、負傷したもの
10	環境局	4. 11. 17	円 5, 250	令和4年8月10日、被害者宅内で、本市職員が、粗大ごみの収集作業中、被害者所有の踏み台をごみであると誤認し、当該踏み台を収集し、滅失させたもの
11	建設緑政局	4. 12. 21	円 138, 600	令和4年6月21日までに、被害者宅先水路敷で、樹木の枝が、隣接する被害者所有の建物まではみ出して伸び、当該建物の屋根を破損させたもの
12	建設緑政局	4. 12. 21	円 298, 235	令和4年7月8日から同月20日までの間に、 宮前区で、腐食していた樹木が倒れ、被害者 が管理するフェンスを破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案	議決	工 東 2	±7, 64, 0, ±11, ±1, ±1	変更	事項	専決処分	* = # 4	
番号	年月日	上 争 名	工 事 名 契 約 の 相 手 方		変更前	変更後	年 月 日	変更理由
67	2. 4. 23	川 本 高 築市 舎 棟 事	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号 大成建設株式会社 代表取締役社長 村田 誉之	契約金額 26, 409, 952, 800 円 完成期限 令和5年 3月31日	契約金額 26, 478, 210, 000 円 完成期限 令和5年 6月19日	5. 1. 13	でたウに材延仮のにのす完びのうた年来てて数更た金をう中実ロンよのが設維伴費る成契変も、度高、い量がめ額併も国施少のり製生設持う用た期約更の令中に想た等生、のせの各さク影、作じ備管追をめ限金を。和のつ定仕にじ契変て。地れダ響部遅、等理加要、及額行ま4出いし係変た約更行	

議案	議決年月日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更前	事項 変更後	専決処分	変更理由
68	2. 4. 23	川本高築の工物庁層電他事新超新石の	川崎市川崎区貝塚1丁目 1番3号 関電エ・協和・京急電機 共同企業体 代表者 株式会社 関電工 取締役社長 森戸 義美 構成員 株式会社 協和エクシオ 代表取締役社長 船橋 哲也 構成員 京急電機株式会社 小島 好人	契約金額 4,257,000,000 円 完成期限 令和5年 3月31日	契約金額 4, 265, 418, 300 円 完成期限 令和5年 6月19日	5. 1. 6	本延、長なのす成契変も本期工がり費る期約更の工に期必、用た限金を。事件の要追をめ及額行

議案	議決	工事名	契 約 の 相 手 方	変更	事項	専決処分	変更理由
番号	年 月 日			変更前	変更後	年 月 日	
69	2. 4. 23	川本高築和事市舎棟気備	川崎市川崎区小川町7番 地4 新菱・川本・明和共同企 業体 代表者 新工業株式会社 代表取締役 加損 川本工業株式会社 代表取締役 川本 守彦 構成員 明和工業株役 川本 守彦 構成員 明和工業株役 川本 守彦	契約金額 3,905,000,000 円 完成期限 令和5年 3月31日	契約金額 3,910,458,200 円 完成期限 令和5年 6月19日	5. 1. 6	本延、長なのす成契変も体期工がり費る期約更の工に期必、用た限金をのままままの。

議案番号	議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更前	事項 変更後	専決処分	変更理由
70	2. 4. 23	川本高築備市舎標生事新超新設	横浜市中区太田町6丁目 84番地2 大成温・須賀・京急共同 企業体 代表者 大成温調株式会社 代表取締役社長 水谷 憲一 構成員 須賀工業株式会社 代表取締役 津田 端孝 構成員 京急電機株式会社 代表取締役 小島 好人	契約金額 2,035,000,000 円 完成期限 令和5年 3月31日	契約金額 2,037,340,800 円 完成期限 令和5年 6月19日	5. 1. 6	本が、長なのす成契変も本が、長なのす成契変も出がり費る期約更のまた限金をのめる。

議案番号	議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更前	事項 変更後	専決処分 年 月 日	変更理由
71	2. 4. 23	川本高築設術を解析と	川崎市幸区堀川町72番 地34 東芝エレベータ株式会社 代表取締役 中川 誠	完成期限 令和5年 3月31日	完成期限 令和5年 6月19日	5. 1. 10	本体期に対したが、のでは、では、では、では、では、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、

議案	議決	工事名	契 約 の 相 手 方	変更	事項	専決処分	変更理由
番号	年 月 日		70 // IE 1 //	変更前	変更後	年月日	
104	3. 6. 17	川本元工事	川崎市川崎区榎町3番4号株式会社 小川組 代表取締役 長澤 靖	契約金額 1,437,340,300 円 完成期限 令和5年 3月31日	契約金額 1,453,856,800 円 完成期限 令和5年 6月19日	4. 12. 28	本延、長なのす成契変も体期工がり費る期約更のは知め、用た限金をのまります。

議案	議	決	工事名	契約の相手方	変更	事項	専決処分	変更理由
番号	年月	月			変更前	変更後	年 月 日	
139	29. 1:	2. 14	橋 ン 設 処 タ 工 セ 建	横浜市西区みなとみらい 4丁目4番2号 三菱・大成建設共同企業 体 代表者 三菱重工環境・化学エン ジニアリング株式会社 神野 定冶 構成員 大成建設株式会社長 村田 営之	契約金額 32, 184, 000, 000 円 完成期限 令和5年 9月29日	契約金額 32,383,760,000 円 完成期限 令和6年 3月29日	4. 12. 14	プ器な部及据とめ限行ま発単さ及害しよ金をう本ラにる品び付な、のうた生価れび物たり額併もエン必半の機がっ完変も、土がた地がこ、のせの事ト要導調器困た成更の建受変こ中出と契変て。の機と体達の難た期を。設入更と障現に約更行

3 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 令和5年1月11日

公布年月日 令和5年1月17日

川崎市条例第 1 号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌 を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務 分掌を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように 改正する。

第2条の表高津区の項中「上作延」の次に「、上作延1丁目、上作延2 丁目、上作延3丁目」を加える。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市立学校の設置に関する条例(昭和39年川崎市条例第29号) の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市立南原小学校の項中「川崎市高津区上作延796番地」を「川崎市高津区上作延3丁目9番1号」に改める。

附則

この条例は、令和5年1月23日から施行する。

4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番	専決処分	非
号	年月日	請 求 の 要 旨
1	5. 1.17	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納 付指導にも応じない被告に対し、 当該市営住宅の明渡し並びに滞 納使用料146,370円、延滞金及 び令和4年9月18日から明渡済 みに至るまでの使用料相当損害 金月15,300円の支払を求めるも の
2	5. 1.17	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納 付指導にも応じない被告に対し、 当該市営住宅の明渡し並びに滞 納使用料382,373円、延滞金及 び令和4年9月20日から明渡済 みに至るまでの使用料相当損害 金月41,800円の支払を求めるも の
3	5. 1.17	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納 付指導にも応じない被告に対し、 当該市営住宅の明渡し並びに滞 納使用料176,500円、延滞金並 びに令和4年9月15日から同月 30日まで及び同年11月1日から 明渡済みに至るまでの使用料相 当損害金月36,300円の支払を求 めるもの
4	5. 1.17	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納 付指導にも応じない被告に対し、 当該市営住宅の明渡し並びに滞 納使用料317,980円、延滞金及 び令和4年9月18日から明渡済 みに至るまでの使用料相当損害 金月13,200円の支払を求めるも の

5	5. 1.17	市営住宅を権原なく占有し、 本市の再三にわたる退去の要求 にも応じない被告に対し、当該 市営住宅の明渡し並びに滞納使 用料370,500円、延滞金及び令 和4年9月1日から明渡済みに 至るまでの使用料相当損害金月 74,100円の支払を求めるもの
6	5. 1.17	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに令和4年7月1日から同月31日まで及び同年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月41,000円の支払を求めるもの
7	5. 1.17	市営住宅を権原なく占有し、 本市の再三にわたる退去の要求 にも応じない被告に対し、当該 市営住宅の明渡し及び令和4年 12月1日から明渡済みに至るま での使用料相当損害金月41,400 円の支払を求めるもの